

同志社大学国文学会会則

機関誌の発行

4 研究上必要な調査見学

5 その他、目的達成に必要な事項

第四章 組織および役員

第六条 本会に左記の役員をおく。

1 会長 一名

2 常任委員 十四名

3 会計監査 二名

第七条 会長は、本会を代表する。

常任委員は会長とともに常任委員会を構成し、会務の企画、立案、執行に当る。

会計監査は、本会の会計を監査する。

第八条 会長は、専任教員の互選によって選出する。
常任委員は、左記のとおり選出する。

1 専任教員 四名

2 学部在学生 五名

3 大学院在学生 三名

4 学部卒業生 一名

5 大学院修了生 一名

第三章 事業

第五条 本会は、第二条の目的を達成するために左記の事業を行う。

1 研究会の開催

2 講演会の開催

会計監査は、常任委員会が選出し、総会において承認を得る。

第九条 役員の任期は、一年とする。ただし再選をさまたげない。

第五章 総会

第十条 総会は、本会の最高の決議機関である。

第十一条 総会の開催は左記による。

1 定期総会は、年一回これを開かねばならない。

2 臨時総会は、常任委員会が必要と認めた時、これを聞くことができる。

3 会員の五十名の要請があれば、臨時総会を開かねばならない。

第十二条 総会は出席会員によつて成立する。

第十三条 総会の議決は出席者の過半数をもつて成立する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第六章 会計

第十四条 本会の会費は年額二千円とする。(昭和五十二年度改定)

第十五条 本会の会計年度は四月一日より翌三月三十一日までとする。

第七章 補則

第十六条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の一以上の同意を必要とする。

第十七条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。

一一〇〇三年十一月九日の総会において改正承認。
一一〇〇四年四月一日改正施行。